

第 30 回弟子屈町農業委員会総会議事録

令和 4 年 12 月 26 日

午前 10 時 00 分～午前 11 時 11 分

○ 出席委員

塩沢 稔宏

新木 栄

元山 義久

岡林 牧人

齋木 弥

吉田真利子

鈴木 和幸

小林 武

八幡 健誠

渡邊雄一郎

上西 透

○ 欠席委員

江上 真一

○ 議 件

議案第 114 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 115 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 116 号 農用地等の利用調整申出について

議案第 117 号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について

議 長 それでは只今より第 30 回弟子屈町農業委員会総会を開催いたします。まず日程 1、議事録署名委員の指名については、5 番齋木委員さん、6 番新木委員さん、よろしく願いいたします。次、日程 2。会期の決定について、でございますが、本日 1 日限りとしてよろしいでしょうか。

各 委 員 異議無し。

議 長 はい、異議無し。という事で本日 1 日限りといたします。次日程 3、諸般報告でございますが、本日、江上委員が所用のため欠席となっております。次日程 4、会務の報告、局長より報告お願いいたします。

事 務 局 それでは私の方から、第 29 回農業委員会総会からの会務のご報告を申し上げます。まず整理番号 1 番ですが、11 月 29 日に、第 29 回農業委員会総会がここ委員会室で開催されており、委員 11 名と事務局が出席しております。続きまして整理番号 2 番ですが、12 月 9 日に、農用地利用調整会議並びに現地調査が、奥春別交流センターで第 2 ブロックの委員さんと事務局とで実施しております。続きまして整理番号 3 番ですが、12 月 12 日から 14 日までの 3 日間で、農政推進研究会視察研修、道内研修が苫小牧市と恵庭市で、委員 5 名と事務局とで実施しております。続きまして整理番号 4 番ですが、12 月 13 日から 14 日までの 2 日間で、令和 4 年度根釧女性農業委員の会臨時総会及び研修会が、釧路町で、吉田委員と事務局とで出席しております。続きまして整理番号 5 番ですが、12 月 19 日に現地調査が、役場農業委員会室で第 3 ブロックの委員さんと事務局とで実施しております。最後になります。が、整理番号 6 番ですが、12 月 20 日に同じく現地調査が、役場農業会議室で第 1 ブロックの委員さんと事務局とで実施しております。以上簡単ではございますが、会務報告とさせていただきます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは次、日程 5、報告第 61 号、農政推進研究会視察研修、道内研修の報告について。2 番、元山委員さん、よろしく願います。

元 山 委 員 2 番元山です。農政推進研究会視察研修について。報告第 61 号を報告いたします。農政推進研究会視察研修を 12 月 12 日から 14 日に、苫小牧市、恵庭市へ 2 泊 3 日の日程で行いました。参加者につきましては、団長を上西代理とし、新木委員、小林委員、鈴木委員、私と事務局、小笠原係長の 6 名で行いました。まず研修 1 といたしまして、苫小牧市にあります、日本ニューホランド株式会社におきまして、トラクターなどの農業機械が、海外から輸入され、検査、性能試験を行い国内仕様へと修正され、出荷される行程や、部品の供給体制を見学し、トラクターの自動操舵システムなど作業効率を上げる農作業支援システムについて研修して参りました。そして研修 2 といたしましては、恵庭市にありますエムエスケー農業機械株式会社におきまして、コンバインで収穫時に収量、水分、土壌などをデータ化し、GIS、電子地図と連動させ、地図へ反映させることで、肥料や作物の間隔などを最適化することができ、減肥や栽培の効率を上げるシステムについて研修し、スマート農業、圃場管理などの技術について学び、トラクターなどの農業機械や検査、性能試験などを実施する施設を見学いたしました。そのほかに、びっくりドンキーを

運営する株式会社アレフが運営するえこりん村では、SDGs の取組といたしまして、レストランで出る生ごみを肥料化し直営農場へ還元する取組みや廃油から燃料へ再利用する取組みなどを研修したほか、北海道神宮の参拝を行いました。大変有意義な視察研修でありました。今後の農政推進、農地活用に活かしていく所存でございます。以上、簡単ではございますが、農政推進研究会視察研修第 1 班の報告を以上で終わります。

議長 はい、ありがとうございました。次日程 6、報告第 62 号。令和 4 年度根釧女性農業委員の会、臨時総会及び研修会出席報告について。1 番、吉田委員さん。よろしくお願いします。

吉田委員 1 番吉田です。12 月 13、14 日に根釧女性農業委員の会臨時総会及び研修会に参加いたしました。13 日の臨時総会では新たな役員の設置と輪番表の変更、また事業年度期間を 8 月から 7 月までとする改正案が提出され賛成多数により決定いたしました。研修会に移り、北海道農業会議、乾氏を講師とし、女性委員の確保、農業委員会を取り巻く現状と今後の見通しをテーマに講演し、講演後、意見交換会を実施しております。次の日は現地視察研修として、釧路町にある、あぐりソリューションを視察してきました。この法人はハウス栽培により、こねぎとトマトを主力としておりハウス内の見学をして来ております。これらは近隣地域のほか、札幌市の小売業者からの注文に応じて、出荷量を調整しつつ計画的な栽培ができるよう、植物に与える水分や肥料の量が適切にコントロールされるように機械で制御されており、そういった設備や施設の見学を実施いたしました。以上簡単ではありますが報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。次日程 7、報告第 63 号。農用地等の利用調整結果について。3 番岡林委員さん、よろしくお願いします。

岡林委員 3 番岡林です。農用地等の利用調整結果について報告第 63 号を報告いたします。12 月 9 日、午前 11 時から奥春別交流センターにて、利用調整会議を開催いたしました。調整委員の出席者は、新木委員、八幡委員、小林委員、私と事務局です。候補者の出席者につきましては、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏、及び〇〇〇〇氏の〇名です。事務局の説明のあと、調整を行いました。隣接地を所有している〇〇〇〇氏から購入意思を確認できたことから、〇〇〇〇氏に決定しております。続いて、金額について調整いたしましたが、〇〇〇〇氏は、〇〇〇〇円の提示でした。当初の希望価格との差があるため、結果を〇〇〇〇さんに報告したところ、提示金額で了承を頂いたため、この金額で決定しております。以上、簡単ではございますが、利用調整結果の報告といたしますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。只今、岡林委員から報告がございました。報告第 63 号について、何かご質問ございますか。よろしいですか。

各委員 異議なし。

議 長 はい、異議なしということで、報告第 63 号を報告済みとさせていただきます。次日程 8、報告第 64 号。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 はい。それではご報告させていただきます。総会資料 5 ページをご覧ください。報告第 64 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の提出について。下記農地について、合意による解約があったので報告する。令和 4 年 12 月 26 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は合意解約が 5 件ありましたので、報告させていただきます。なお番号 1 番から 3 番まではこの後、議案第 114 号の経営移譲に係る農地法第 3 条に関わるもの、4 番から 5 番については、議案第 116 号にて説明させて頂く農用地利用調整に関わるものとなっております。では順を追ってご説明いたします。

番号 1 番。所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか〇筆。公簿地目、現況地目ともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。合意解約日は、令和 4 年 12 月 1 日。契約期間は令和 2 年 12 月 22 日から令和 12 年 12 月 31 日までとなっております。

番号 2 番。所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか〇筆。公簿地目、現況地目ともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。合意解約日は、令和 4 年 12 月 1 日。こちらは農地法第 3 条申請のもとづく賃貸借契約のため、契約期間は令和 4 年 5 月 27 日から終期の定めなし、となっております。

番号 3 番。所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか〇筆。公簿地目は畑、牧場。現況地目は全て畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。合意解約日は、令和 4 年 12 月 1 日。契約期間は令和 3 年 3 月 26 日から、番号 2 番と同様の理由で終期の定めなしとなっております。

番号 4 番。所在、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか〇筆。公簿地目、現況地目ともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。合意解約日は、令和 4 年 11 月 30 日。契約期間は令和 3 年 5 月 27 日から令和 6 年 4 月 30 日までとなっております。

番号 5 番。所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか〇筆。公簿地目、現況地目ともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人、借受人は、番号 4 番と同様です。合意解約日は、令和 4 年 11 月 30 日。契約期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。

以上、簡単ではございますが、報告第 64 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局より報告がございました。何かご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは異議なし、ということで報告第 64 号を報告済みとさせていただきます。次日程 9。議案第 114 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。事務局説

明をお願いします。

事務局 それではご説明させていただきます。総会資料8ページをお開き下さい。議案第114号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による、農地等の権利設定および移転の許可申請があった下記のものについて、議決を求める。令和4年12月26日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回は9件の申請があり、申請番号1番については所有権の移転。2番以降については後継者への経営移譲のための利用権設定となっております。経営移譲時期につきましてはこちら1月1日からとなっております。

申請番号1番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿現況地目ともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。申請事由については、譲渡人は、譲受人の取得希望により、譲渡する。譲受人は、主として果菜類栽培に供する畑地を取得し経営を行うため取得する、となっております。また契約の種類は売買、土地価格は〇〇〇〇円となっております。申請地の位置図につきましては、18ページをご参照ください。

つづきまして申請番号2番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか2筆の計3筆。公簿現況地目ともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。申請事由については、貸付人は、前借受人が経営移譲を行ったことにより、継続して後継者へ貸し付ける。借受人は、経営移譲のため引き続き、経営地を借り受ける、となっております。また契約の種類については賃貸借、土地価格は〇〇〇〇円となっております。申請地の位置図につきましては、19ページをご参照ください。

つづきまして申請番号3番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか60筆の計61筆。公簿地目は畑、牧場。現況地目は全て畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇氏となっております。申請事由については、貸付人は、経営移譲の為、後継者、経営者に無償貸与する。借受人は、現経営者より経営地を無償で借り受ける、となっております。契約の種類は使用貸借。申請地の位置図につきましては、20ページから25ページをご参照ください。

申請番号4番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか25筆の計26筆。公簿地目は畑、牧場、山林。現況地目は全て畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇氏となっております。申請事由については、貸付人は、経営移譲の為、後継者、経営者に無償貸与する。借受人は、現経営者より経営地を無償で借り受ける、となっております。契約の種類は使用貸借。申請地の位置図につきましては、26ページから30ページをご参照ください。

申請番号5番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか32筆の計33筆。公簿地目は畑、牧場、原野、山林。現況地目は畑、牧場。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇氏となっております。申請事由については、貸付人は、経営移譲年金の継続受給のため使用貸借契約を延長する。借受人は、農業経営のため使用貸借契約を更新する、となっております。契約の種類は使用貸借、申請地の位置図につきましては、31ページから38ページをご参照ください。

申請番号6番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の1筆。公簿、現況地目ともに畑。面積は〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人も同様〇〇〇〇氏ですが、こちらは〇〇氏が新たに設立した農地所有適格法人、〇〇〇〇名義での借り受けとなっております。申請事由については、貸付人は、自身が代

表となって立ち上げた農地所有適格法人への経営継承のため、無償貸与する。借受人は、農地所有適格法人の立ち上げに伴い、役員名義の土地を使用貸借し経営の拡大を図る、となっております。契約の種類は使用貸借、申請地の位置図につきましては、39 ページをご参照ください。

申請番号7番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか25筆の計26筆。公簿地目は畑、牧場。現況地目は全て畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。申請事由については、貸付人は、前借受人の設立した農地所有適格法人への経営継承のため、無償貸与する。借受人は、前借受人の新規農地所有適格法人設立に伴い、賃借人名義を法人のものとするため同内容で新たに再設定する、となっております。契約の種類は使用貸借、申請地の位置図につきましては、40 ページから 43 ページをご参照ください。

つづきまして申請番号8番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか19筆の計20筆。公簿地目は畑、牧場、原野、山林。現況地目は全て畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏。申請事由については、貸付人は経営移譲のため、後継者、経営者に無償貸与する。借受人は、現経営者より経営地を無償で借り受ける、となっております。

つづきまして申請番号9番、所在は〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか36筆の計37筆。公簿地目は畑、牧場。現況地目は全て畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人、借受人および申請事由、契約の種類については申請番号8番と同様ですが、この申請については〇〇〇〇氏、〇〇氏の共有名義となっている農地となっております。位置図については、8番と9番併せて44 ページから 48 ページをご参照ください。

農地法第3条調査書につきましては、別添資料のとおりとなっております、いずれも問題なしと判断しております。以上、議案第114号の説明といたします。ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。申請番号1番については、11番上西委員さん、よろしくお願いいたします。

上西委員 11番上西です。申請番号1番についての現地調査を12月19日に齋木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で実施しております。この申請は今年7月総会にて議決しましたが、3条許可後に所有者の〇〇氏が亡くなってしまった状況でしたが、相続手続きを終えて再度申請があったものです。内容については議決時と変更点はなく、〇〇〇〇が農地取得し、山ブドウ栽培とワイン醸造を展開することとしております。農地については、今までもブドウ栽培として管理しており問題はない、としております。以上、簡単ではございますが、現地調査の報告といたします。よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。申請番号2番については、9番渡邊委員さん、よろしくお願いいたします。

渡邊委員 9番渡邊です。申請番号2番についての現地調査を12月19日に齋木委員、吉田委員、上西委員、私と事務局で実施しております。この申請は〇〇〇〇氏が後継者の〇〇氏に経営移譲することに伴い、農地法3条にて賃貸借していた農地を、引き

続き借り受けるための申請となっております。申請地は〇〇〇〇氏の所有地ですが、他の借入地と異なり3条申請によって賃貸借契約を結んでいる経緯があったため、この土地のみ利用権の移転ではなく、一旦合意解約をした後、〇〇氏の名義で再設定をするという形での申請がありました。農地については適切に管理されており問題なしとしております。以上、簡単ではございますが、現地調査の報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。次、申請番号3番については、5番齋木委員さん、よろしくお願いいたします。

齋 木 委 員 5番齋木です。申請番号3番についての現地調査を12月19日に上西委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で実施しております。申請内容は、〇〇〇〇さんが子の〇〇さんへの経営移譲を行うための使用貸借であります。申請地は〇〇〇〇さんの自作地全地であり、併せて利用集積で賃貸している農地についても利用権移譲をし、全経営地の移譲を行うものであります。農地については適切に管理されているため問題なしとしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。つづいて申請番号4番については、11番、上西委員さん、よろしくお願いいたします。

上 西 委 員 11番上西です。申請番号4番についての、現地調査を12月19日に齋木委員、吉田委員、渡邊委員、私と事務局で実施しております。申請内容は、〇〇〇〇さんが子の〇〇さんへの経営移譲を行うための使用貸借であります。申請地は〇〇〇〇さんの自作地全域であり、それに伴って利用集積計画で賃貸している農地の利用権の移転も併せて、全経営地の移譲を行うものとなっております。農地については適切に管理されており、問題なしとしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告いたしますのでよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて、申請番号5番については、9番渡邊委員さん、よろしくお願いいたします。

渡 邊 委 員 9番渡邊です。申請番号5番についての、現地調査を12月19日に齋木委員、吉田委員、上西委員、私と事務局で実施しております。申請内容は、〇〇〇〇氏所有地を引き続き〇〇〇〇氏へ使用貸借であります。この申請は農業者年金経営移譲年金を受給のため、引き続き農地を借り受けることが必要なため、継続して使用貸借するものであります。申請地は〇〇〇〇氏の所有農地全地であり、適切に管理されているため問題なしとしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。次、申請番号6番、7番一括で、6番新木委員さん、よろしくお願いいたします。

新 木 委 員 6 番新木です。申請番号 6 番、7 番についての現地調査を 12 月 9 日に八幡委員、岡林委員、小林委員、私と事務局で実施しております。申請内容は、〇〇〇〇氏が法人化に伴う経営移譲です。申請番号 6 番は〇〇〇〇氏、申請番号 7 番は〇〇〇〇氏所有地であります。申請地は〇〇〇〇氏が利用していた農地であり、併せて利用集積で賃貸している農地についても利用権の移転を行い、全経営地を移譲するものです。農地については適切に管理されているため問題なしとしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。続いて申請番号 8 番、9 番、一括で渡邊委員さん、よろしくお願いします。

渡 邊 委 員 9 番渡邊です。申請番号 8 番及び 9 番についての、現地調査を 12 月 19 日に齋木委員、上西委員、私と事務局で実施しております。申請内容は、〇〇〇〇氏及び〇〇氏、〇〇氏共有名義の所有地を後継者の〇〇〇〇氏へ経営移譲するための使用貸借であります。申請地は〇〇〇〇氏、自作地全地であり、全経営地の移譲を行うものであります。農地については適切に管理されているため問題なしとしております。以上簡単ではございますが、現地調査の報告といたしますのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。現地委員さんの報告が終わりましたので、ここで質疑を受けたいと思います。申請番号 1 番、2 番、3 番、4 番、6 番、7 番について、何かご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 はい、異議なしということで、申請番号 1 番から 4 番、6 番、7 番までを決定させていただきます。5 番については、農業委員会法第 31 条に〇〇委員が該当いたしますので、退席をお願いします。休憩いたします。

～休憩～

議 長 それでは休憩を解除します。申請番号 5 番について、なにかご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは異議なしということで、番号 5 番を決定させていただきます。〇〇委員さんの退席を解除します。休憩いたします。

～休憩～

議 長 それでは再開いたします。申請番号 8 番、9 番については、農業委員会法第 31 条により〇〇委員が該当いたしますので、退席をお願いします。休憩いたします。

～休憩～

議 長 それでは再開いたします。申請番号 8 番、9 番について、なにかご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは異議なしということで、番号 8 番、9 番を決定させていただきます。〇〇委員さんの退席を解除します。休憩いたします。

～休憩～

議 長 再開いたします。それでは申請番号 1 番から 9 番まで、異議がないということで、議案第 114 号を決定させていただきます。次日程 10。議案第 115 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは総会資料 49 ページをお開き願いたいと思います。議案第 115 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により弟子屈町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和 4 年 12 月 26 日提出。弟子屈町農業委員会会長。今回総会に提案されております申請につきましては、利用権設定、経営移譲に伴います、新規が 3 件と継続が 5 件。経営移譲に伴う利用権移転が 15 件となっております。順を追って説明いたします。

整理番号 1 番、所在につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 1 筆。公簿地目は牧場。現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては資料 56 ページをご覧ください。

整理番号 2 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 1 筆。公簿、現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては同じく資料の 56 ページをご覧ください。

整理番号 3 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 2 筆。公簿、現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏です。利用目的は普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては資料 57 ページをご覧ください。

整理番号 4 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 3 筆。公簿地目は畑及び雑種地及び牧場。現況地目は畑。面積は〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇

〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては同じく 57 ページをご覧ください。

整理番号 5 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇。公簿、現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては別紙資料 58 ページをご覧ください。

整理番号 6 番からは、経営移譲に伴います、利用権の移転となっております。整理番号 6 番、所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 2 筆。公簿地目は畑、牧場。現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏となっております。所有者は〇〇〇〇氏となっております。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては 55 ページをご覧ください。

整理番号 7 番、所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 6 筆。公簿地目は畑及び牧場。現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は、〇〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏。所有者は〇〇〇〇。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては資料の 59 ページをご覧ください。

整理番号 8 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 1 筆。公簿、現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏となっております。所有者は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては資料の 58 ページをご覧ください。

整理番号 9 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 5 筆。公簿地目は畑、牧場。現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏。所有者は〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては資料の 60 ページから 62 ページをご覧ください。

整理番号 10 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 2 筆。公簿地目は畑、牧場。現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇氏。所有者は〇〇〇〇氏です。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては資料の 63 ページをご覧ください。

整理番号 11 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇。公簿、現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏。所有者は〇〇〇〇氏です。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては別紙資料 64 ページをご覧ください。

整理番号 12 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 2 筆。公簿地目は畑及び牧場。現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏。所有者につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては資料 65 ページをご覧ください。

整理番号 13 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 4 筆。公簿地目は畑、牧場、山林。現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏。所有者は〇〇〇〇氏です。利用目的は、普通畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては同じく資料 65 ページをご覧ください。

整理番号 14 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 2 筆。公簿、現況地目はともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。所有者につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては別紙資料 66 ページをご覧ください。

整理番号 15 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 1 筆。公簿、現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏。所有者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇です。利用目的は、牧草畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては資料の 67 ページをご覧ください。

整理番号 16 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇ほか 2 筆。公簿、現況地目はともに畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏。所有者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては資料 68 ページをご覧ください。

整理番号 17 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 1 筆。公簿、現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏。所有者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては 69 ページをご覧ください。

整理番号 18 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 1 筆。公簿現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。借受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。所有者につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇です。利用目的は、牧草畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては別紙資料の 70 ページをご覧ください。

整理番号 19 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか 9 筆。公簿地目は畑、原野。現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏となっております。所有者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては別紙資料 71 ページから 73 ページをご覧ください。

整理番号 20 番。所在につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。公簿、現況地目は畑。面積は合計で〇〇〇〇平方メートル。貸付人は〇〇〇〇氏。借受人は〇〇〇〇氏。所有者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇氏。利用目的は、牧草畑。貸付料につきましては、〇〇〇〇円でございます。図面につきましては別紙資料の 76 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項調査書につきましては、81 ページとなっております。以上、雑駁な説明ではございますが、議案第 115 号の説明といたします。ご審議の上、ご決定賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、ここで現地委員さんの報告をお願いいたします。整理番号 1 番、2 番、3 番。一括説明を 5 番齋木委員さんよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。現地委員さんの報告が終わりました。ここで質疑を受けたいと思います。整理番号1番について、何かご質問ございますか。よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは異議なしということで、調整候補者の指名をいたします。〇〇地区一円ということで、8個人2法人ということでよろしいですか。

〇 〇 委 員 はい。

議 長 〇番〇〇さん。

〇 〇 委 員 〇番〇〇です。辞退いたします。

議 長 〇〇委員さんが辞退するということで、〇〇地区一円ということで、7個人2法人ということでよろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 次に調整委員の指名ということで、局長よりお願いします。

事 務 局 それでは整理番号1番の調整委員の指名につきましては、第1ブロックの委員。塩沢会長、元山委員、鈴木委員、江上委員の4名でお願いします。

議 長 ただいま局長より報告がありました。第1ブロックの委員さん4名ということでよろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 それでは、よろしく申し上げます。では議案第116号を決定させていただきます。次日程12。議案第117号。農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について。事務局説明をお願いします。

事 務 局 それでは議案第117号を説明いたします。総会資料79ページになります。議案第117号、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議について。令和4年12月27日提出、弟子屈町農業委員会会長。それでは、年に1回議案により提案し、農業委員

会に周知してもらうために法令順守の申し合わせ決議を行う、となっており、以下、朗読させていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平、公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。下記としまして、1 番、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 番、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修等を実施すること。以上簡単ではありますが、議案第 117 号の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局より説明がございました。何かご質問ございますか。よろしいですか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしということで、議案第 117 号を決定させていただきます。次日程 13、協議 9。令和 5 年度一般会計当初予算要求見積書案について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは総会資料最終ページとなります。協議 9、令和 5 年度一般会計当初予算要求見積書（案）収支表となっており、例年 12 月の総会時に農業委員会の予算ということで、財政部局の方に予算を要求することとなっております。どのように要求したかということを中心にまとめて収支表としてございます。実際の予算額については、あくまで要求ですので、実際には若干少なくなっているのが現状ですが、令和 5 年度の運用についてもこのように要求いたしましたので、ご覧ください。主な変更点のみ説明させていただきます。歳入の土地証明手数料については、昨年度と比較すると 27 万円の増額となっておりますが、実に来年の公社の売渡が 16 件が確定しております。例年は 1 年に 1 度あるかないかの事務ですが、その分の手数料として、60 万 2000 円を見込んでおります。補助金、雑入につきましては、若干の差異があるものの、おおむね例年通りとなっております。歳出につきましては、旅費が減っておりますが、来年は視察研修がないということで、その分の予算はみておりません。その代わり役務費と使用料及び賃借料がございますが、今現在、農業委員会事務局に届いておりますタブレットがあります。今後はこれを用いて、農地の地図を見ながら現地調査等を行っていきましょうということで、現在データの移行作業等を進めておりますが、来年からその運用の開始ということで、その使用料になってございます。そのほか、負担金が 8 万円減となっておりますが、研修会がなくなってしまったことによるものです。研修会がなくなってしまいましたが、こうしたタブレットの運用ですとか、来年の公社の売渡等の費用が嵩みまして、昨年よりは 30 万程多い歳出の状況となっております。農業者年金事務につきましては、東京で開催している農業者年金加入推進セミナーというものに一泊二日でみていたのですが、これは削除させていただきまして、9 万円の減額となっております。

ございます。他の内容について変更はございません。昨年度と比較してほぼ同額ではありますが、21万8000円の増額で958万6000円の歳出となつてございます。この表につきましては、人件費は一切掲載していません。委員さんの報酬は入っておりますが、事務局の人件費については一切入っておりません。純粋な農業委員会の経費としてみておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 皆さん、よろしいですか。

各 委 員 異議なし。

議 長 異議なし、ということで、日程13を決定とさせていただきます。日程14、その他、皆さんの方からなにかございますか。よろしいですか。それでは、本日日程1から日程14まで、それぞれ決定させていただきました。これにて第30回弟子屈町農業委員会総会を終了させていただきます。ご苦労様でした。

午前11時11分
以上顛末と録し、議事録とする。

議事録署名委員 齋木 弥

議事録署名委員 新木 栄